

徳川幕府刑法における贓物罪

石塚, 英夫
九州大学法学部 : 助教授

<https://doi.org/10.15017/1344>

出版情報 : 法政研究. 25 (2/4), pp.135-150, 1959-03-05. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

徳川幕府刑法における贓物罪

石 塚 英 夫

一

徳川幕府の刑法において、財産罪たる犯罪行為によって、領得した財物は、それぞれの本犯に依じて、「盗物」^(一)、「不正之金子」^(二)、「銜取候品」^(三)、「不正之品」^(四)等と呼ばれ、いまだこれらを包括する贓物なる概念は見出されるに至っていない。したがって贓物罪も、当時の主要な幕府判決集たる御仕置例類集の分類によれば、「盗物怪敷品取扱候部」として把握されていたのであり、そこに集められた犯罪の種類も、これら贓物に関係する一切の行為を含んでいたのである。

本稿は徳川幕府刑法の基本法典たる、公事方御定書下巻の規定を中心とし、判例をおりませながら、当時の贓物罪がいかなる取扱いをうけていたかを考察することによって、その性格を明らかにせんとするものである。

(一) 御定書第五十六条「盗人御仕置之事」中の贓物罪の条文が全部盗物と規定しているほか、判例でもいちばん多く使用されており、当時のもっともふつうな呼称であった。

(二) 御仕置例類集、新類集、貳拾三之帳（以下単に「新類集二三」のごとく略称して引用）（九六八）文化七・無宿伊三郎盗いたし候一件。

(三) 新類集十四（四一四）文化六・淺草寺地中延命院地内次兵衛衛事いたし候一件。

(四) 新類集十六(五二〇)文化五・相州千木良村岡右衛門かたりいたし候一件。

二

御定書第五十六条「盗入御仕置之事」の中には、贓物罪に関し六箇条の規定を設けているが、それらの条文を考察の便宜上四つに分類し、以下順次検討を加えてみよう。

(一) 牙保に相当するもの。

寛保元年極

一、盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの

敲

この規定が成立した由来を科条類典に尋ねてみると、この規定はまず

一、盗物と存質物或賣拂候證人ニ立候もの

家財取上

所 拂^(三)

という形で立案せられたが、「……證人ニ立候も世話いたし候も同様之儀」という理由で斥けられ、

一、盗物と乍存世話いたし配分又ハ禮錢貫候もの

重 敲^(三)

という形に改められた。しかるに、これについてもまた、「配分並禮錢貫候得錢ハ盗人同然候得ハ當人御仕置ニ准候儀」なる異論が出て、結局、冒頭に記したような規定の成立をみたわけである。

以上沿革についてのべたところからある程度明らかのように、本条の「世話」とは、判例によれば、「盗物と乍存酒食ニ泥ミ賣拂遣又ハ追テ賣拂遣可申と預り置^(三)」くことや、「盗物と乍心附……酒食ニ泥ミ品々質入又ハ賣拂遣^(四)」すこと等を指すものであつた。したがって、ここで「世話いたす」とは、要するに、贓物たるの情を知って、その売

買質入等の周旋をなす行為であったから、現行法にいう贓物の牙保に相当するものであったといえよう。

ところで、御定書は本条の行為につき、配分をとらざるばあいに関して規定するのみであって、配分をうけたるばあいの規定はない。しかし、第二草案が配分・礼銭をうけて世話したものにつき重敲としていたことは前述のとおりであり、その後の評議がこれを排したのは、元来配分をうけて世話するのは盗賊本人とも同じような情状にあるものゆえ、その可罰的なるは当然と考えられたからであり、その結果、逆に無償の周旋行為を規定することにより、この種のばあいを代表させるに至ったものであろう。それゆえ、判例法上両者の取扱いに関して差異のみとめられたのは当然であり、たとえば、安永六年・甲府城屋町与右衛門方紛失物一件の評議が「此儀……始末全盗物と乍存世話いたし配分取候ニ相当り申候盗物と乍存致世話配分不取もの敲之御定有之候得共配分取候もの之御定ハ無之元文二巳年櫻田伏見町四郎兵衛寄子庄助儀傍輩彌助盜候衣類配分可取心底ニて質物ニ置可遣と申合盜物之内帷子壹ツ貫候段不届ニ付重(内本)キ敲申付候例有之候間重(三)キ敲」(傍点筆者以下同)のごとくのべているのはその一例であるが、ここでさきこ陽の目を見なかつた第二草案の線で重敲の刑が科されているのは、本条成立の事情から考えて興味ぶかい。

ただ、ここで問題となるのは、どの程度で配分を貰ったとされたかである。判例は概念上配分と禮銭とを区別していたにもかかわらず、その取扱いには差異を示していない。すなわち、文化七年・無宿善藏初筆盗いたし候一件の評議に、配分はとらず礼物として南鐐銀壹片貰受けた事例につき、「此儀御定書ニ盗物と乍存世話いたし配分ハ不取もの敲と有之此もの儀配分は取不申候得共禮物貰受候上は配分取候も同様ニ付」とあるごときその例であるが、これに對し、単に「酒食ニ泥ミ」世話したにすぎぬものは大体御定書にいう配分不取ものとして処理せられていた。

御定書の規定する意味・内容は大体以上のごとくであり、その法理は簡単のようであるが、実際にはしかく単純ではなかつたらしい。すなわち、その後しばらく判例の上で混乱がみられるのであるが、いまそれらを一つ一つ例示す

る余猶をもたないので、ここではこうした状態を窺知しうる、文政二年「怪敷品と乍心附世話いたし候もの御仕置當之儀評議仕候趣申上候書付」なるものを掲げるとどめておく。曰く、

一、家藏江忍入候盗人任頼盗之始末乍存盗物世話いたし盗金錢之内貰受借受候ものハ……敲之上輕追放

一、盗之始末ハ不存怪敷品と乍心附世話いたし盗金錢之内貰受借受候ものハ盗賊本人之所業ニ不拘……重敲

但右之内酒食被振舞候迄ニ而金錢貰受借受候儀も無之品輕ものハ……敲

一、盗之所業敲ニ當候盗人之引合ニ而盗物と乍存世話いたし禮物貰受又ハ酒食被振舞候もの是ハ盗賊本人敲ニ相當リ候上ハ本人より御仕置重り候而ハ不相當ニ付敲又ハ品輕ものニ至候而ハ手鎖ニ而も可然品と可有御座候得共差當先例も相見不申其節々之始末ニも寄可申哉ニ付御仕置當リ此節取極候而ハ難申上候

一、盜賊之所業並行衛又ハ被盜主も不相知候とも怪敷品と乍心附世話いたし候もの

是ハ盗人之所業治定不致候方穩ニ付前書同様之趣意ニも可有御座候得共是又差當リ先例相見不申右御仕置當リ

此節差極候而ハ難申上候

右之趣ニ極置以來御仕置不紛様仕度奉存候區々之先例相改候儀ニ付先例書拔相添相伺申候以上^(八)

いうまでもなく、この書付は贓物の牙保について、その本犯との関係によって差異のあるべきこと、ならびに贓物の科刑は原則として本犯より軽かるべきことを闡明したものであるが、とくに、本犯が輕微であるか、またはその行方不明等の際においては、一概に規定できぬゆえ、臨機応変に処理すべきこととしている点に注意しなければならぬ。それはともかく、この書付はその標題のすぐ後に「書面評議仕申上候通相心得可申旨被仰聞承知仕候」とあるごとく、以後この問題に関する幕府裁判所の準則として採用せられたのであった。

(二) 寄藏に相当するばあい。御定書は前条につづいて、

寛保元年極

一、盜物と存預り候もの 敲

なる規定をおいている。科条類典によると、本条成立の根拠となった判例というのはつぎのごときものである。

是ハ享保十九寅年本銀町四町目半兵衛儀新材木町久兵衛方ニ居候源六ニ被頼九品預リ質物ニ差置候處吟味之節本石町藤八ニ被頼候由偽申候得共實ハ盜物と乍存源六ニ被頼候ニ無紛旨申候得共源六儀缺落いたし行衛相知不申旁以不届ニ付入墨之上五十敲^(九)

これによると、盜物と知りながら預る行為に「入墨之上五十敲」という、かなり重い刑を科しているが、惟うに、本件のばあいには偽の供述という要素も加味されて、刑の加重をみたものである。

本条を援用した判例は比較的少い^(一〇)。しかも問題とすべき点もあまりないので、ここでは、寄藏に相当する犯罪類型の存在したことを指摘するにとどめて、つぎに移ることにしたい。

(三) 故買に相当するもの。御定書は故買に関してはつぎの三条を規定している。

寛保元年極

一、陰物買 入墨之上 敲

但年來此事ニかかり居候ものハ死罪從前々之例

一、陰物と乍存又買いたし候もの 入墨之上 敲

追加、寛保三年極

一、盜物と乍存下直ニ買受候もの 所 拂

ここで「陰物」というのは贓物のことであり、「陰物買」とは、要するに贓物故買のことを意味する。ちなみに、陰

物なる用語は故買罪においてのみ使用されたものらしく、一般に贓物を示す用語としては、さきにもふれたように「盗物」、「不正之品」等が用いられていた。^(一一)

右二条が贓物の故買、およびそのものからさらに情を知って買受けたものの罰則を規定し、両者を同一に取扱う趣旨のものであつたことはむろんであるが、しからば第三項は如何。故買を「贓物を有償で取得する行為」と規定すれば、第三項もまさしく故買に相当するわけであるが、それでは第一項の陰物買と、第三項の「盗物と乍存下直二買受候もの」とではいかなる相違がみとめられたであろうか。この点に関する幕府裁判所の見解は、寛政三年「陰物買と盗物買と之差別ニ付評議」に明らかである。すなわち、

「(前略) 此儀御定書ニ陰物買入墨之上敲但年来此事ニかかり居候ものハ死罪陰物と乍存又買致し候もの入墨之上敲と有之右ハ盗物其外怪敷品と乍存兼而賣候ものと相對致し置買取右品商賣を渡世同様ニ致し候ものを陰物買之御定江引當盜賊と存又ハ怪敷品と心附候而買取賣拂候而も當座之利徳ニ而已拘り渡世同様ニも不致類ハ盗物と乍存下直二買取候もの所拂之御定引當可申儀と奉存候(後略)」^(一二)

とみえるものがそれである。これによると、陰物買とは、あらかじめ賣渡人と相對しておいてから贓物故買をなし、しかもその売買を渡世同様に行っているものの謂であり、これに反して後者は、故買にそのような事前の工作を行わず、またこれを商売同様にもしない、いわば一時的な利害で行動したものに適用するものなることがわかる。もっとも、両者の差異を行為の常習性にもとめてはならない。けだし、法は陰物買に関し、とくに「年来此事ニかかり居候ものハ 死罪」なる但書を設けて、陰物買の常習犯に対しては特別の態度をもって臨んでいたからである。

ところで、かかる評議がなされていたにもかかわらず、その後も両者の差異についての判断は当時の裁判官たちをしばしば迷わせたものらしい。右の評議があつてから十年後のつぎの判例は、この間の事情を物語るものと思われる

ので、前掲評議との重複を顧みず重要な箇所だけ引用してみよう。事件は古着屋が贓物の故買をしたものに関するが「先例區々ニ付得と評議いたし可申上旨被仰聞候」という掛奉行の伺に對し、評議は、

此儀（中略）御定書ニ陰物買入墨之上敲但年來此事ニかかり居候ものハ死罪陰物と乍存又買いたし候もの入墨之上敲と有之右ハ盜物其外怪敷と乍存兼て賣候ものと相對いたし置買取右品商賣を渡世ニいたし候ものを陰物買之御定え引當盜物と存又は怪敷品と心附候て買取賣拂候ても當座之利徳而已ニ拘り渡世同様ニも不致類は盜物と乍存下直ニ買取候もの所拂之御定え引當可申儀と奉存候旨翌子年申上候儀も御座候ニ付再應評議仕候處盜物と乍存下直ニ買取候もの之御定と陰物買之御定とは其もの之商賣筋ニ寄候儀とも難申候間當座之利徳ニ泥ミ盜物ニも可有之と乍心附買取候類ハ盜物と乍存下直ニ買取候もの之御定え見合不正之品持來候を兼て申合置買取賣捌候儀を渡世同様ニいたし候類ハ陰物買之御定ニ寄候方ニ可有御座哉ニ付今般之文次儀ハ度々ニ買取賣拂候得共當座之利徳ニ泥ミ候儀と相聞兼て賣人と相對いたし置候て買取賣拂候儀を渡世同様ニいたし候儀ニも無之候間盜物と乍存下直ニ買取候もの之御定ニ見合所拂ニて可然哉ニ奉存候^(二三)

ここでも陰物買と盜物買との差異につき、前掲評議と同様二つの基準を挙げているが、ここでとくに問題としている点は、当事者が古着屋等の業者たるばあいはどうか、ということである。これに對し、たとい業者が度々故買をなしたとしても、事前に申合等をしてなされたものでない限り、やはり單純な盜物買でしかない、と判旨しているのは、犯人がそのような業者である必要のないことのみならず、故買者がかかる商売筋であることだけで陰物買の犯人とされることのなかったことを示すものといえよう。

(四) 贓物の運搬のばあい。これにつき、御定書は

寛保二年極

一、家藏江忍入候盜人ニ被頼盜物持運配分取候もの

敲之上 輕追放

但配分不取候ハ、敲之上所拂

と規定する。これは窃盜犯人の依頼をうけ、その贓物を運搬する行為の処罰規定である。ここで「被頼」とは、窃盜がなされた後、その贓物の運搬だけを依頼されることであつて、それ以上の意味はない。天明八年・無宿伊三郎盜いたし候一件における評議はよくこの点を説明している。すなわち、窃盜実行中片陰にひそんで往來を監視し、盜賊の渡した贓物を運搬した事件に関し、本条を援用して敲之上輕追放と伺つた掛奉行の見解に対し、評議は本件被告が行為者との間に共謀の事實のあつたことを前提とし、「此儀御定書ニ家藏え忍入候盜人ニ被頼盜物持運配分取候もの敲之上輕追放但配分不取候ハハ敲之上所拂と有之右は盜之儀は不申合盜賊家藏え忍入雜物持出し候上ニて持運之儀を被相頼候ものえ可引當御定ニ可有御座哉（後略）」^(二四)とのべて、掛奉行の見解を斥け、盜賊之外見^(二五)にあたるものとして死罪を科している。けだし、この評議の説明によれば、本条は窃盜の申合ニ共謀はせずに、本犯の窃取の後にその贓物の運搬を引受けたばあいの規定であつたのであり、共犯とは別個のものとして理解されていたのである。しかし、このケースが如実に示しているごとく、かかる贓物運搬の行為は窃盜現場近くに待機することが多かつたであろうから、事實上窃盜の見張としての役割を果すことともなりかねなかつたであろう。しかもなお、窃盜に関する共謀の不存在を前提として、本条を単なる贓物罪として扱つた法理は、徳川幕府刑法における共犯が行為者の主觀的意思ニ犯意を重視していた一面を示唆するものといえないであろうか。

ところで、本条は通常忍入之盜といわれる窃盜に附隨して行われる贓物罪を規定したものであり、その他の窃盜のばあいに起りうる贓物運搬の規定を御定書は欠いている。惟うに、法がとくに「家藏江忍入候盜人ニ被頼」と断つていることからすれば、そうでない輕微な窃盜に係るある贓物の運搬は科刑の上でも考慮せられたものと推測するの

が常識的であろう。しかるにこの点に關し、文化二年・無宿態八初筆盜いたし候一件の評議の中で町奉行根岸肥前守は私見として、「……尤忍入ニ無之盜人ニ被頼盜物持運候もの之御定は無御座盜物持運遣し候ものは全く盜賊之同類ニ無之候ニ付盜之始末不申合もの故本人盜人之御仕置輕重ニ寄盜物持運遣し候もの之御仕置差別は有御座間敷哉ニ奉存候」のごとくのべている。すなわち、本条の規定は窃盜そのものの共謀はないことを前提とするのであるから、当然、贓物の運搬人は窃盜の内容につき立入った認識をもつことは期待されていないわけであり、したがって本犯の種類によつて、その刑の輕重も左右されないのではないか、というものであつて、なかなか理論的であり傾聴すべき点多いが、なにごん判例がないので具体的なことは不明である。

(五) 以上われわれは、御定書第五十六条の規定する各種の贓物罪について考察を加えてきた。それによると、當時の贓物罪には今日の牙保・寄藏・故買・運搬に相当するものがあつたことが知られるが、しからば今日われわれが「贓物の收受」と呼んでいるものはいかなる取扱いをうけていたのであろうか。判例を拾ってみると、まず

享和元年・火附盜賊改、池田雅次郎伺

一、下總國無宿久八附火いたし一件

万 次

右之もの儀久八久兵衛ニ出會候御清右衛門方ニて盜取候由ニて金壹分錢五百文配分呉候迎貫受不殘酒食ニ遣捨候段不届ニ付入墨之上親利助え引渡

此儀(中略)野州須太木村ニて捕候無宿彌吉儀八兵衛を盜賊と乍辨給物等之世話いたし度々錢貫受候段不届ニ付敲申付候例ニ見合敲之上親利助え引渡

評議之通濟^(二七)

なるものが目につく。これは贓物たることを知りながらこれを貰受けたものに関するから、いわゆる收受に相当するが、評議は贓物を世話して金品をうけた事例に敲を科した先例を援用して敲を科し、入墨と伺った掛奉行の見解を斥けている。けだし、贓物の收受に関しては御定書に規定なく、また適当な先例もなかったため、かかる評議となったものであろう。

そのほか、贓物を十兩貰ったものについて死罪とした事例^(二八)や、殺人を発見して口止め料として被害者から奪った金を貰受けたものに対して敲之上中追放に処した判例^(二九)、あるいは贓物たる植木鉢を貰ったものが武士であった関係もあって重追放に処せられたもの等^(三〇)があるが、その処罰の方法がまちまちであったのは御定書に規定を欠いていたことよりやむをえなかったところであろう。

(一) 徳川禁令考後聚、第四帙(以下徳禁後、四のごとく略称)三二三頁。

(二) 徳禁後、四、三一四頁。

(三) 古類集十三(七九八)寛政十二・三十間堀七丁目右衛門元抱非人当時無宿常藏盗いたし候一件。

(四) 古類集十三(八〇〇)寛政十二・品川無宿ひきまと小僧長次盗いたし候一件。

(五) 古類集十三(七八九)。

(六) 新類集十四(三九五)。

(七) たとえば、前掲註(三)(四)所引判例のごとし。ただし、全く同様のケースでありながら重敲を科した例もある。古類集十三(七九四)寛政七・当時無宿庄助盗いたし候一件参照。

(八) 徳禁後、四、三九三―三九七頁。

(九) 徳禁後、四、三一六頁。

(一〇) 古類集十三(七九〇)天明三・主人掛先之金銀盜取候一件など、その数少い事例の一つである。
 (一一) 陰物買については、すでに貞享年間に死罪に処した判例が御仕置裁許帳(石井良助博士編・近世法制史料叢書第一巻所収)にみえている(同書、三七〇頁)し、また元禄御法式(右同書所収)にも

〔一八五〕

一 陰物を商賣仕者之類 死罪

とある(同書四六三頁)。

(一二) 徳禁後、四、三八四―三八六頁。

(一三) 古類集十三(七八五)享和二・市ヶ谷平山町忠兵衛店貞順事入墨彌兵衛盜いたし候一件。

(一四) 古類集十二(七五三)天明八・無宿伊三郎盜いたし候一件。

(一五) 徳川刑法では、共謀の上窃盜の見張をなせば実行者と同罪に処した。この点につき、古類三(一六〇)天明八・盜賊外見之儀に付評議の項参照。

(一六) 新類集十四(三九一)。

(一七) 古類集十四(九七七)。

(一八) 新類集十六(五四九)文化十・無宿直吉盜いたし候一件。

(一九) 新類集一六(五四八)文化五・当時無宿平右衛門儀人を殺盜いたし候一件。

(二〇) 司法資料「徳川時代裁判事例」刑事之部九〇―一九〇二頁。文化元・井上河内守徒士八田幸之助に關する一件。

三

前節において、われわれは当時においてもっとも典型的と考えられる贓物罪の形態を一通り検討してみた。以下に

は少しく特殊な態様について若干考察してみたいと思う。

御定書第三十八条「廻船荷物出賣出買並船荷物押領いたし候もの御仕置之事」の中には

追加、寛保三年極

一、遭難風打荷いたし候殘荷物を盜取候船頭と馴合浦證文差出配分取候名主

於其所 獄 門

追加、同

一、同荷物自分土藏江入預り置配分取候もの

死 罪

追加、同

一、同百姓之内重立持運ひ世話いたし配分取候もの

重 追 放

のごとき規定が含まれている。これらが成立した事情は科条類典に、「……寛保三亥年十二月豆州妻良村盜荷物一件伺之上御下知有之御仕置申付候例を以相認申候」とあるによって察せられるが、この中、第二項・第三項は特殊な事例に属するとはいえ、いちおう、それぞれ贓物の寄藏・運搬に該当するものと考えてさしつかえないであろう。

ところで、本条は「難船ニ事寄荷物押領」をなす行為を本犯とする贓物罪であることにその特色をもつ。したがって、たとい船舶中の荷物を窃取することによって生じた贓物を寄藏もしくは運搬しても本条の贓物罪を構成しなかつたのであり、そのばあいは前節でのべたような通常の贓物罪として処理せられていた点に留意する必要がある。惟うに、本条が規定する「難船ニ事寄荷物押領」なる行為は、難船という特殊な状態における行為であるがゆえに、通常の船舶における窃盜に較べてその被害法益がはるかに大きいのがふつうであろうし、したがってまた、附随して発生する贓物犯の規模も大きいので、それだけ一層財産権保護の必要性も大きかったからであろう。

なお、御定書はかかる状態における贓物罪として、右の寄藏・運搬の例を規定するだけであるが、判例では必ずし

も右の二種に限定していなかったものようである。たとえば、文政七年・越前國浜板浦久左衛門其外之もの共難船
ニ事寄不届之取計いたし候一件では、

太 藏

右之もの儀難船乗組之もの共より禮物ハ勿論商ひ物配分等受候儀ハ無之候とも右船小宿いたしなから乗組久左衛門
外一人任頼船番ニ罷出候町同心見習花田惣太夫江口添いたし難船ニ事寄積荷之内銅米大豆等隠賣之世話いたし遣候
始末不届ニ付重追放

此儀御仕置附ニ伯耆守申上候外相當之例相見不申右例ニ見合強而輕重も無御座候間伺之通重追放

評議之通濟^(三)

とのべて、贓物の牙保にあたる事例につき、やはり重追放の刑をもって臨んでいる。なおこの仕置例では盜物売却の
斡旋はしたが、配分・礼錢等は貰っていなかったにもかかわらず、やはり前掲御定書の規定の第三項と同一の刑に処
せられていた点、注目される。

(一) 徳禁後、三、二九一—二九二頁参照。

(二) たとえば、古類集十三(七七八)寛政八・日州宮崎福嶋町元和泉屋新太郎悻當時無宿清助難船と偽荷物押領いたし候一件。

同(七八〇、七九六)寛政十・大坂廻船栄久丸え積請候商荷盜取候一件。および新類集十四(三八七)文化十・南新堀式丁目
重藏儀船積之品抜取候一件など。

(三) 徳禁後、三、三〇五頁。

四

一 以上の考察により、大体当時の贓物罪の形態は明らかになしえたと思う。そこで最後に、贓物罪の成立要件としての「贓物たるの情を知る」ということが、当時いかに理解せられていたかにつき若干のべて本稿をおわることとしよう。

まず御定書の規定をみると、第五十六条は第二節列举の贓物罪について規定するとともに、

同

一 盜物とハ不存候得共出所不相糺質ニ置遣候もの

過 料

追加、延享四年極

但武家之家來ニ候ハ、江戸拂

なる条文も加えている。これは盜物たるの情を知らなかったにせよ、その出所等はよく調べるべきであり、それを怠った軽率さを咎める趣旨であって、いわば過失に対しての刑事責任を追求したものであった。それゆえ、当時の贓物罪には知情を要件とする、本来の贓物罪と、過失によって惹起されたそれとが、混在していたのであって、きわめて広範囲にわたるものであったことが特徴であるが、本稿は紙幅の関係上、後者のばあいを後考に譲ることとし、ここではもっぱら、知情の問題に焦点を合わせて、間接的に両者の関係を考えてみたいと思う。

二 御定書は知情につき、「盜物と乍存」と規定する。盜の始末や、盜物なる旨聞かされた上での行為がこれに入るのはむろんであるが、たといそのような事情を聞かなかったにせよ、自らそれと気付いたのにあえて実行したのもこれに該当した。すなわち判例に、「盜物と心附なから^(一)」、「不正之品と乍心附^(二)」等、その他これに類する文書が

数多く見出されるのはこのことを示している。

しかし、判例が贓物たるの認識を行為者にみとめたばあいには右につきるのではなく、そのほか、盗物かも知れないと思ひながら、あえて実行したものについて、「盗取候儀ニも可有之哉と乍心附」^(三)、「不正之品ニも可有之哉と乍心附」^(四)云々とのべてこれを肯定しているし、さらに、単に怪しいと氣附いただけでもやはり、「疑敷品と乍心附」^(五)ないしは、「怪敷品と乍心附」^(六)とのべて、これにあてはめているのである。

この点をもう少し具体的に説明するものとしては、「盗物之儀辨無之候とも質入之儀度々相頼如何之儀と心附候ハ、其筋え可訴出處」^(七)とか「盗物とハ不存候段申候得共與右衛門紛失之品ニ似寄無心元存候ハ、早々可訴出候處無其儀」^(八)等があげられる。いずれも直接贓物たるの情は知らないわけであるが、前者にあっては質入を度々依頼されたことから怪しいと感じ、また後者では、その物品が紛失物と似ていておかしいと感付いたものであって、ともに贓物たるの認識ありとせられたのであった。それゆえ、御定書の「盗物と乍存」はかなり広く解釈されたのであって、極端にいえば、全然氣付かなかったばあいでなければ、のがれえないようなものであったのである。

もっとも、贓物たるの情を知らずしてこれらの行為をなし、後になってそれを知ったばあいは、これに入らなかった。例を示せば、

天明三年・八王子無宿忠次郎事藤次郎盗いたし候一件

長 助

右之もの儀盗物とは不存候得共忠次郎事藤次郎任相頼候出所も不糺盗物預り置右品之内質入いたし遣其上盗物之由及承候ハ、^(九)主人権八えも申聞可訴出處彦兵衛兩人ニて請戻し吉右衛門方え内々ニて渡遣候段不埒ニ付三十日手鎖

此儀一件之内十右衛門同様之ものニ御座候處忤下人等之類身上無之ものニても過料ニ當り候ものは過料申付過料難差出ものは御定之通手鎖可申付旨別紙御書付之趣を以先ツ過料錢三貫文申付實々難差出候ハ、三十日手鎖

評議之通濟^(九)

三 以上われわれは、当時の贓物罪において知情の問題がいかに理解せられていたかについて検討してきた。いま、本節にのべたところを要約すれば、贓物たるの認識の有無によってその取扱いに差別を示しているが、しかもなお、両者は「盗物怪敷品取扱候」ものとして、一緒に把握されていたということができよう。そして、知情に関するこのような性格こそ、同時に、徳川幕府刑法における贓物罪の大きな特色をなすのである。

(一) たとえば、新類集十四(三八二)文化元・元長崎本大工町無宿庄助盗いたし候一件を参照せよ。

(二) 古類集十三(七九四)寛政七・当時無宿庄助盗いたし候一件。同(七八〇)寛政十・大坂廻船栄久丸之積請候商荷物盗取候一件。

(三) 新類集十四(三八九)文化元・松平日向守召使中間死失佐兵衛盗いたし候一件。

(四) たとえば、新類集十四(三九六)文化九・上州藤岡町藤吉盗賊之宿いたし候一件。

(五) 古類集十三(七九〇)天明三・主人掛先之金銀盗取候一件。

(六) 新類集十四(三九三)文化四・無宿平藏初筆盗いたし候一件。

(七) 新類集十四(三九七)文化十一・無宿安五郎盗いたし候一件。

(八) 古類集十三(七八九)安永六・甲府城屋町與右衛門方紛失物一件。

(九) 古類集十四(九五七)。